決議案第２号

決議案について

別紙のとおり「高橋市長に対する問責決議（案)」を議決されたく、加西市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和８年９月２９日

加西市議会議長　　中右　憲利　　様

提出者　　加西市議会議員　森元　清蔵

賛成者　　〃　　下江　一将

〃　　〃　　橋本　真由美

〃　　〃　　佐伯　欣子

〃　　〃　　森田　博美

高橋市長に対する問責決議（案）

地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき高橋加西市長が行った専決処分について、加西市議会は、当該専決処分が同条項に定める要件を満たしていたとは認められず、適法性に重大な疑義があると判断し、これを不承認とした。

また、当該専決処分に対しては、複数の住民監査が請求され、監査の結果合議不調とされたが、１名の監査委員からは、「本件専決処分及び駐車場拡幅工事への公金支出行為は、地方自治法の根本原則たる財政民主主義及び二元代表制を侵害する違法な財務会計であり、請求人の主張には理由があるため、市長に対して速やかに契約の解除及び支出の差し止めを勧告すべきと考える。」との見解が示された。

市長には、それを受けて、事実関係及び法的判断を検証し、誤りがあったのであればそれを認め、予算や事業の取扱いについて適切な対応を検討するなど、必要な措置を講じる責任がある。

しかしながら、自らの判断及び手続について全く反省をせず、また検証もせず、専決処分に至った正当性を主張し続けている。更には、再度同様の事態を繰り返す可能性があることにも言及している。このことは、市政の最高責任者としての政治的・道義的責任を問うべき極めて重大な問題と言わざるを得ない。

よって、本市議会は、市長に対し、今回の問題について深く反省し、法令遵守を徹底し、地方自治の本旨及び二元代表制に基づく健全な市政運営を取り戻し、市政に対する市民の信頼回復に努めることを強く求める。

以上、決議する。

令和８年９月２９日

兵庫県加西市議会